

東駿河湾広域都市計画地区計画の決定（沼津市決定）

都市計画大手町五丁目第一地区計画を次のように決定する。

名	称	大手町五丁目第一地区計画
位	置	大手町五丁目の一部
面	積	約 0.5ha
地区計画の目標		<p>本地区は、ＪＲ東海道本線とＪＲ御殿場線が接続する沼津駅前から続く仲見世商店街と大手町商店街に囲まれた、商業・業務施設が多く立地する複合市街地として形成されている。</p> <p>本地区を含む中心市街地においては、老朽建築物や空き店舗等が多く存在しており、にぎわいの減少、防災性の低下に加え、シンボル性に乏しい景観の一要素となっている。このような状況を背景に、老朽建築物の更新、土地の高度利用、質の高い都市機能の集積等による魅力的な都市空間の形成が望まれている。</p> <p>そこで本地区計画では、建物の更新とあわせて、既存商店街の個性を活かした魅力あふれる商業施設や業務施設、良質な都市型住宅などの整備を誘導することにより、にぎわいや防災性の向上、質の高い都市景観の形成、居住人口の増加を図り、沼津市の中心市街地にふさわしい良好な都市環境を創出することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>利便性の高い立地特性を活かし、中心市街地のにぎわい形成に資する都市機能の集積や土地の高度利用を進め、複合的な市街地の形成を図るため、商店街のにぎわいを連続させる商業・サービス・業務施設やまちなか居住を促進する住宅など、中心市街地にふさわしい土地利用を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1)健全な市街地の土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>(2)土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建築面積の最低限度を定める。</p> <p>(3)歩行者空間を確保するため、建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	位 置	大手町五丁目の一部	
			面 積	約 0.4ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)1階部分を住宅の用途に供するもの(ただし、住宅の管理・共用の用途に供するものを除く。)</p> <p>(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に掲げる営業を営むもの</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの</p> <p>(4)業として葬儀を行うことを主たる目的とする施設</p> <p>(5)倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6)自動車修理工場</p> <p>(7)建築基準法(以下「法」という。)別表第2(と)項第4号に定める危険物の貯蔵又は処理に供する施設</p>		
		建築物の容積率の最高限度	10分の50 ※注1		
		建築物の容積率の最低限度	10分の20		
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の8 ※注2		
		建築物の建築面積の最低限度	200㎡		
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す次の各号の壁面線を超えて建築してはならない。</p> <p>ただし、地盤面からの高さが2.5m以上の部分に設ける庇、または、アーケードと連続する屋根、柱、その他これらに類する建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1)1号壁面線 都市計画道路中心線から15.5m以上</p> <p>(2)2号壁面線 道路中心線から6.55m以上</p> <p>(3)3号壁面線 道路中心線から6.1m以上</p> <p>(4)4号壁面線 道路中心線から4.55m以上</p>		
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、広告物、自動販売機その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1)通行上支障がない緑化施設</p> <p>(2)にぎわいの創出に資するもので、移動可能なテーブル、ベンチその他これらに類するもの</p> <p>(3)建築物の管理上やむを得ないもの</p> <p>(4)公益上必要なもの</p>		

	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、街並みと調和のとれたものとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて適切に配慮がなされ、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。</p> <p>3 設備機器、排気塔等は、歩行者空間の確保、景観の形成等に配慮した設置位置、形態とする。</p> <p>4 道路に面して設ける1階部分のシャッターは、透視可能なものとする。ただし、防災上やむを得ないものは、この限りでない。</p>
	<p>垣又はさくの構造の制限</p>	<p>垣又はさくを設置する場合は、街並み形成に資するものとする。</p>

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

※注1 ただし、法第52条第8項の規定により、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物で、同項各号に掲げる条件に該当するものについては、指定容積率の1.5倍を限度とし、法施行令第135条の14で定める方法により算出した数値を、当該建築物に係る容積率の最高限度とする。

※注2 ただし、法第53条第6項各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

理 由

沼津市の中心市街地にある商店街に位置し、商業・業務施設が集積する大手町五丁目第一地区において、土地の高度利用と都市機能の更新により、都市拠点にふさわしい都市機能の集積と良好な市街地環境の形成・維持を図るため、第一種市街地再開発事業の決定に併せて本案のとおり地区計画を決定する。

東駿河湾広域都市計画
地区計画の決定（沼津市決定）
大手町五丁目第一地区計画

第 号議案附図

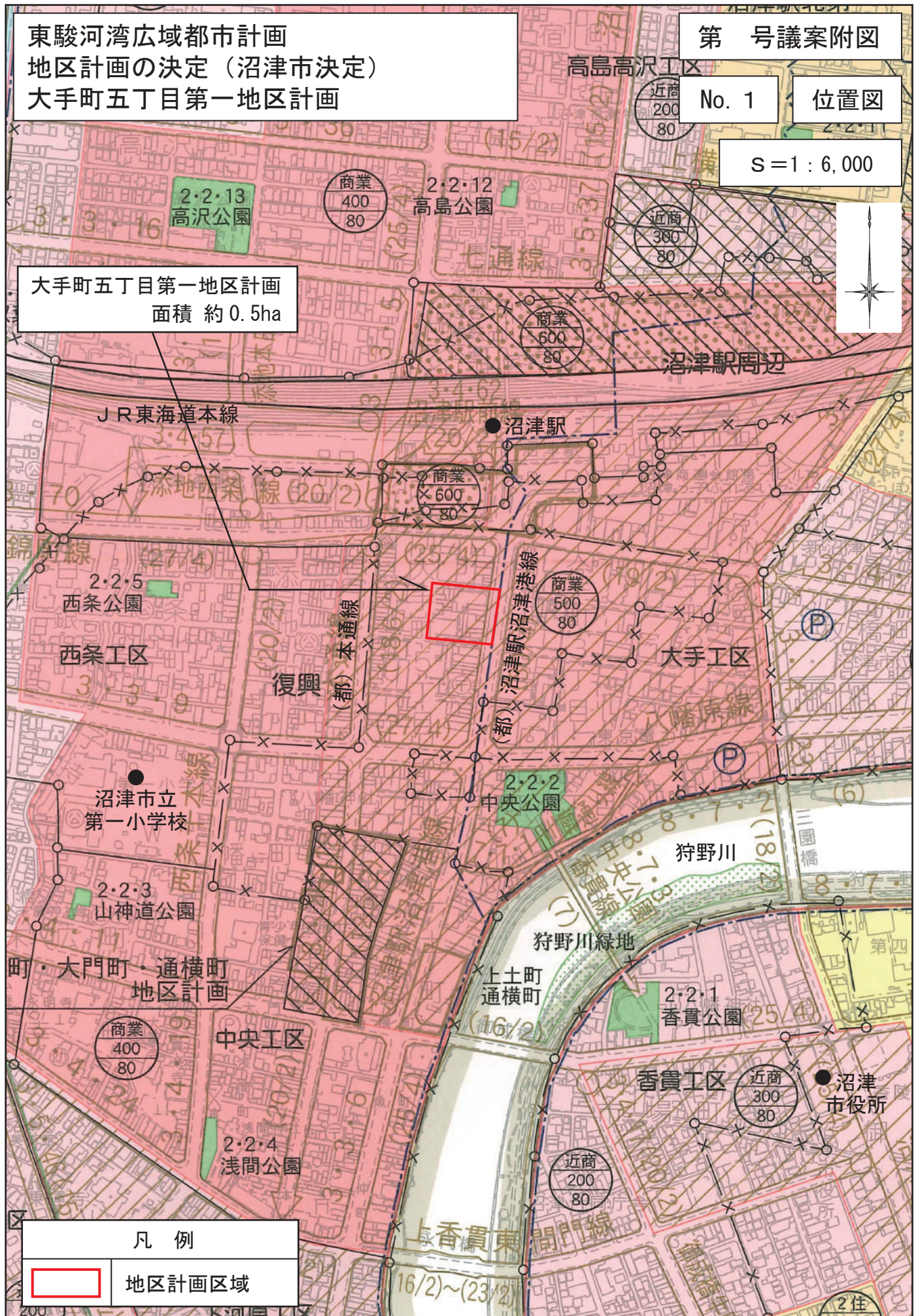
No. 1

位置図

S = 1 : 6,000



大手町五丁目第一地区計画
面積 約 0.5ha



凡 例

地区計画区域

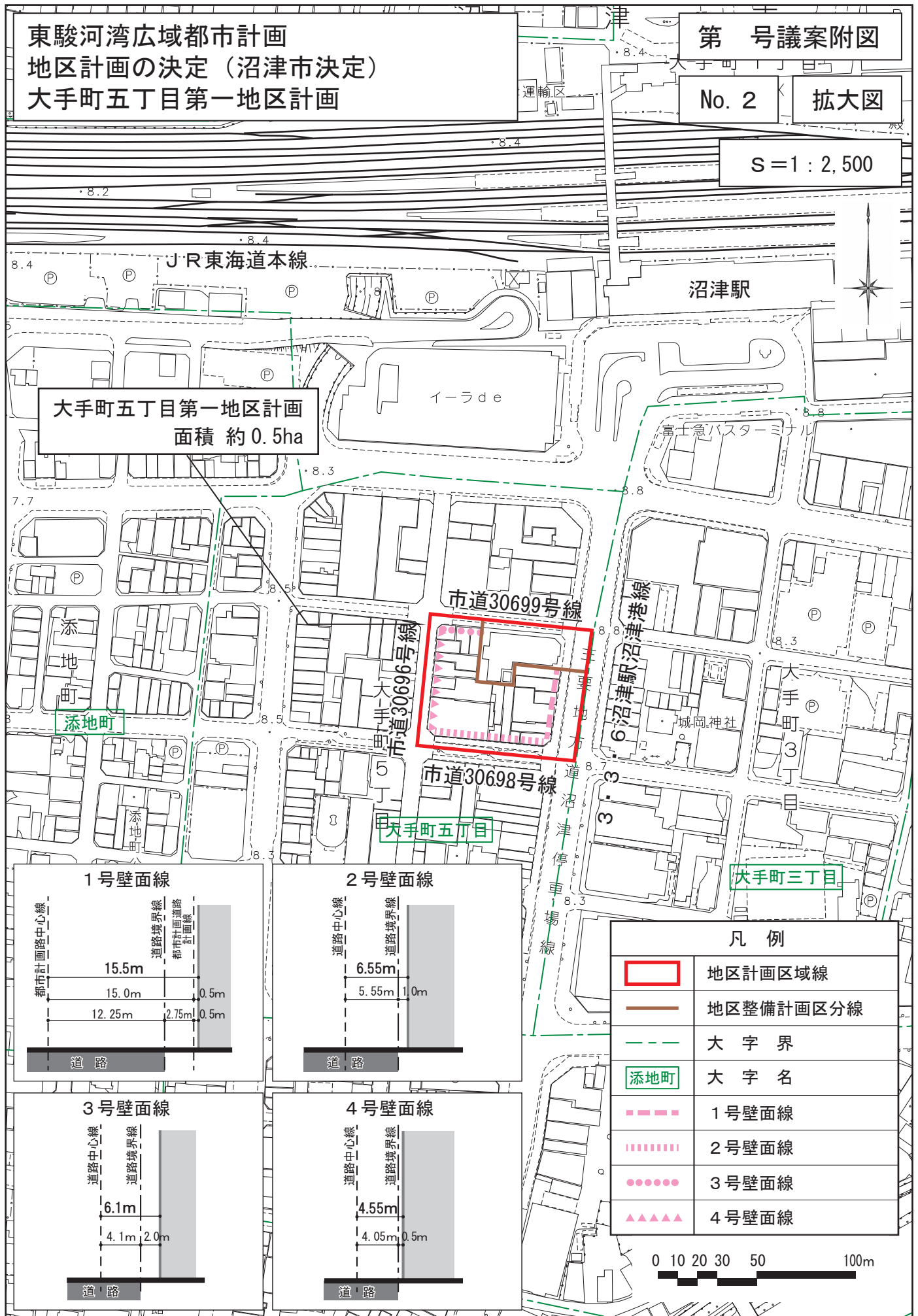
東駿河湾広域都市計画
地区計画の決定（沼津市決定）
大手町五丁目第一地区計画

第 号議案附図

No. 2

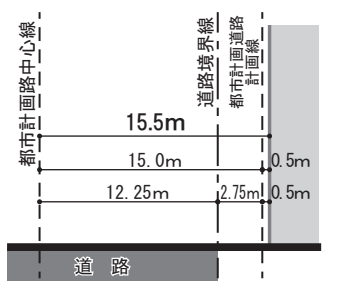
拡大図

S = 1 : 2,500

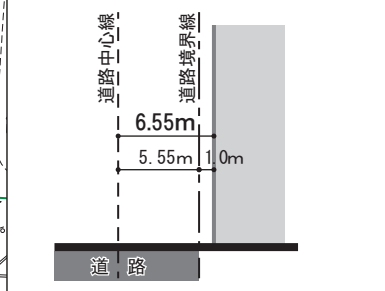


大手町五丁目第一地区計画
面積 約 0.5ha

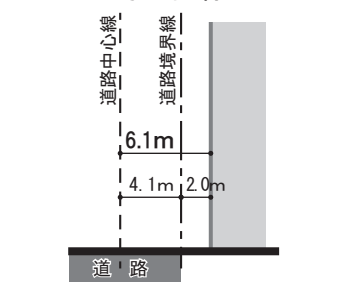
1号壁面線



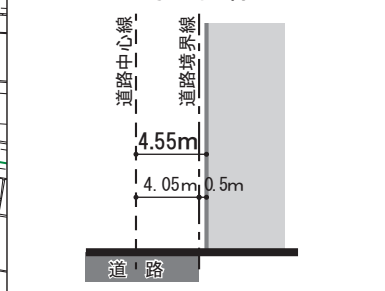
2号壁面線



3号壁面線



4号壁面線



凡例

	地区計画区域線
	地区整備計画区分線
	大字界
	添地町 大字名
	1号壁面線
	2号壁面線
	3号壁面線
	4号壁面線

